

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針 新旧対照条文

○指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

(平成一二年三月三〇日環・通告第一号)

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の活用</p> <p>指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。また、指定化学物質等取扱事業者は、</p> <p>「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」に基づく日本工業規格Z七二五二及びZ七二五三に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。</p> | <p>第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報の活用</p> <p>指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。</p> |